**平成２２年（フ）第４８９号**
宮崎市江南２丁目39番３号
債務者　池上　伸夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１１号**
鹿児島県薩摩川内市御陵下町5030番地３
ハッピーコーポ102号
債務者　松野下みどり
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
鹿児島県出水市野田町上名3197番地３
債務者　新田　朋宏
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１８０１号**
仙台市青葉区芋沢字畑前南53番地
債務者　荒井　恵美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８８０号**
宮城県塩竈市藤倉２丁目20番45号
債務者　阿部　浩子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１９２６号**
仙台市宮城野区福室字弁当二番66番地　プリンスコート・オークＡ棟104、従前の住所仙台市宮城野区枡江９番27―102号
債務者　半澤　和洋
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１９６５号**
仙台市青葉区小田原８丁目11番６―701号
債務者　高坂　和人
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第６７号**
仙台市太白区向山２丁目５番10号　吉悦ビル203
債務者　山田かよ子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第７８号**
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘２丁目１番地の４　ジュネスダイケン102
債務者　相澤　和也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１４号**
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目30番地の４金谷コーポ202
債務者　永井　寿子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７６８号**
茨城県久慈郡大子町大字川山718番地１
債務者　金澤　榮司
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第７９４号**
茨城県常陸大宮市岩崎602番地
債務者　岡崎　君子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６号**
茨城県鉾田市造谷1382番地５　コーポアヤＤ
債務者　福地　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７号**
茨城県鉾田市飯名535番地４　ラ・ブリーズＢ101
債務者　福地　英夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第２２号**
茨城県水戸市袴塚３丁目12番22号　袴塚コーポ201号
債務者　及川　善也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第２４号**
茨城県常陸太田市小目町1524番地の２
債務者　助川美智子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第２９号**
茨城県ひたちなか市大字高野3240番地　エルデム菱木103
債務者　高山　勇一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所